

# 公 告

令和8年 3月 6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された市街地開発事業に関する都市計画の区域内において、土地の有償譲渡に係る同法第57条第2項から第4項までの規定による制限があることについて、同法第57条第1項の規定に基づき公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 市街地再開発事業の種類及び名称

種類：広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業

名称：広島八丁堀3番7番地区第一種市街地再開発事業

2 届出をすべき土地の所在

広島市中区八丁堀

3番1、3番2、3番3、3番5、3番7

7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、

7番10

3 届出先

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局都市機能調整部市街地再開発担当